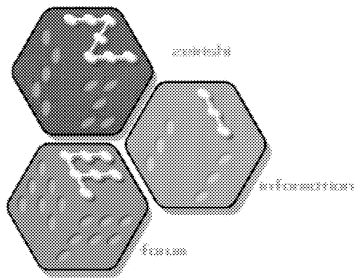


2010. May 5月号

発行日：平成22年5月1日

発行：東京税理士会
情報システム委員会

題字：金井塚 清（豊島）



税理士情報フォーラム 2010

「税理士事務所IT化コンテスト」応募者募集

今年の情報フォーラムでは、税理士事務所のIT化を促進するため、事務所運営に関するコンテストを開催します。以下の要領で会員の皆さまからのノウハウやアイデアを受け付けますので、奮ってご応募ください。電子申告や情報収集等のため、税理士事務所もIT化が急務となっています。東京税理士会の会員同士が相互に協力し、IT化を促進するため、貴事務所にとっておきのツール、システム、アイデアを当コンテストを通して他の会員に公開し、情報発信してください。



●募集テーマ

事務所運営の効率化

●応募題材例

- ・オフコンからパソコンへの業務移行（コストダウン等）
- ・顧客とのコミュニケーション方法
- ・事務所IT化に関連した職員の募集方法、トレーニング
- ・電子申告の導入事例と電子申告の利用による変化

●審査方法

情報システム委員会での厳正なる選考の上、選考通過者に税理士情報フォーラム2010の会場でプレゼンテーションを行っていただき、来場者の投票で表彰を行います。

●応募方法

税理士情報フォーラム会場でのプレゼンテーション予定資料（20分以内）を、本会事務局（下記アドレス）まで電子メールで送信してください。 johosystem@tokyozeirishikai.or.jp（メールのタイトルを「ITコンテスト応募」としてください。）

●記載事項

- ①応募内容のタイトル ②応募内容の概要 ③応募者の氏名、支部、登録番号
- ※応募するプレゼン資料の書式、ファイル形式は自由です。（各種ドキュメントファイル、画像ファイル、動画ファイル等）
 - ※プレゼンを行った際に20分以内となる分量を目安としてください。
 - ※メールの受信通知は送信いたしませんので、各位で開封確認等を付してください。
 - ※ファイルの要領が大きく、メールに添付できない場合は右記までお問い合わせください。
 - ※選考の結果は8月中旬ごろ、電子メール及び電話で応募者全員にお知らせいたします。

●応募特典・表彰

応募者全員に業務に役立つ便利グッズを、選考通過者及び表彰該当者には豪華賞品を提供いたします。詳細は東京税理士会会報「情報通」欄にて後日掲載いたします。

●応募締切

平成22年7月15日（木）

●注意事項

- ・原則として応募資料の返還はいたしません。
- ・応募者は東京税理士会及びその会員に対し、応募内容に含まれるノウハウ・アイデア及び応募資料を自由に利用する権利を無償にて承諾するものとします。
- ・応募は本会会員に限ります。（自薦・他薦を問いません）
- ・複数会員の連名、税理士法人名での応募も可能です。（その場合必ず代表者を明記してください）
- ・特定の会社の製品（システム、アプリケーション、機器等）の使用による業務改善に関する内容でも差し支えありません。
- ・会場でのプレゼンテーション（10月6日）には応募者本人（連名、法人の場合は応募代表者）が必ず参加してください。本人の参加がない場合は無効となります。
- ・会場でのプレゼンテーションには、応募者の他に複数名の操作補助者、説明補助者が参加することができます。（本会会員でなくても差し支えありません。）

●問い合わせ

E-mail johosystem@tokyozeirishikai.or.jp
TEL 03-3356-4467（東京税理士会事務局業務研修課）

税理士情報フォーラム2010 「税理士事務所IT化コンテスト」

開催日時 平成22年10月6日（水）午前10時～午後4時
場所 東京税理士会館本館（渋谷区千駄ヶ谷5-10-6）

TAINS

Tax Accountant Information Network System

「実務に役立つ検索セミナー開催のお知らせ」

日時：平成22年5月24日(月)
午後1時30分～3時30分
場所：東京税理士会館201会議室

参加費：無料
参加資格：会員・事務所職員
(TAINSの会員でなくても参加いただけます。)

このたび東京ユーザー会では、実務に関する疑問点を解決するためのTAINS検索セミナーを開催いたします。例えば、「未成年者が相続人の場合、親権者が代理人となって申告書を提出しなければならないのか?」というような疑問に対して、TAINSを会場で実際に検索し、「意思能力があれば(法律行為能力は不要)、未成年者でもOK」との情報を得ていくというものです。なお、研修内容は、下記のような事例を20件程度準備いたしております。みなさま、お気軽にご参加ください。

【所得税】

- 事例：「2月15日以前に提出された確定申告書の受理と納税証明書」
所得税の確定申告書は、原則(法第122条第1項(還付等を受けるための申告)に規定する申告書を除く。)として、翌年2月16日から3月15日までの期間内に提出すべきですが、2月15日以前に提出されたものは、どのように取り扱うのでしょうか?また、その場合、納税証明書の交付は受けることができるのでしょうか?
●検索例 「全文検索」の利用
◀検索方法▶ 【税区分】 所得税 【検索範囲】 「通達 相談事例」
【検索対象データ】 「一次(概要)」
【検索キーワード】 「2月15日以前」 …→3件

【消費税】

- 事例「課税取引/駐車場としての用途に応じた土地の貸付け」
消費税法第6条第1項に規定する「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」は、非課税とされる土地の貸付けから除外されますが、砂利が敷かれ、鉄骨柱及びチェーンが設置してある場合はこれに該当するのでしょうか?
●検索例 「キーワード」の利用
◀検索方法▶ 【税区分】 消費税 【検索範囲】 「裁判」
【キーワード】 1行目 駐車場→6件
【キーワード】 2行目 砂利 →1件

【法人税】

- 事例「裁判所にも認められる事実認定とは(契約書の否認)?」
法人税の負担軽減のために売買契約書を作成したものと事実認定されたというような事例を知りたいのですが・・・
●検索例 各種税目と「キーワード」及び「法令コード」の利用
◀検索方法▶ 【税区分】 その他 【検索範囲】 「通達」
【キーワード】 1行目 重要判決情報→9件
【キーワード】 2行目 事実認定 →1件
◀検索方法▶ 【税区分】 法人税 【検索範囲】 「判決」
【法令コード】 H16-04-21 →1件

【相続税・贈与税】

- 事例「住宅取得等資金の贈与に係る贈与税」
平成22年度税制改正でも「住宅取得等資金の贈与に係る贈与税」改正がありますが、注意点をTAINS情報で検索したい。
●検索例 「キーワード(部分一致)」の利用
◀検索方法▶ 【税区分】 相続税 【検索範囲】 「通達」
【キーワード(部分一致)] 1行目 住宅取得資金…→51件
【キーワード(部分一致)] 2行目 贈与税…→44件
【キーワード(部分一致)] 3行目 誤りやすい…→1件

【その他の国税】

- 事例「土地売買契約を無効とする調停が国税通則法23条2項1号の「判決」に該当するか?」
譲渡所得の課税を受けながら、その後、課税の根拠となった土地の売買契約が無効であることを確認する調停が成立し、国税通則法23条2項1号に基づき更正の請求をした事例で、本調停において「無効」という文言があるとしても、その結果において売買契約に基づく法律効果の発生及びその存続を容認したものになっているとして、後発的更正理由の存在を認めることはできないとした事例はありますか?
●検索例 各種税目と「キーワード」及び「法令コード」の利用
◀検索方法▶ 【税区分】 その他 【検索範囲】 「通達」
【キーワード】 1行目 重要判決情報→9件
【キーワード】 2行目 調停 →1件

申込方法

(定員150名)

(1)東京ユーザー会ホームページの申込フォームから送信

<http://tains-tokyo.jp/>

(2)右の枠をコピーし、FAX送信(TAINS東京ユーザー会事務局宛)

03-3356-4469

TAINSセミナー申込

登録番号(職員の場合は空欄)	
支 部	
氏 名	

電子申告推進委員ランナーをイータ君が応援!

2月28日、小雨降る中2010年東京マラソンが開催された。

30万人を超える申込者、8.9倍の高倍率を突破して、本会情報システム委員会委員、我が浅草支部電子申告推進委員の奥澤誠会員が、e-Taxベストを着て参戦した。

自身初のフルマラソン、そしてスタート時の気温5度の寒さと時折小雪もちらつく厳しい気象条件という最悪のコンディションの中、見事時間内に完走を果たした。

30キロ地点を過ぎたあたり浅草橋から浅草税務署のある蔵前、そして浅草雷門で折り返して再び浅草橋方面へと、東京マラソン後半には浅草税務署管内がコースに織り

～東京マラソンで電子申告をPR～



込まれている。

浅草支部では情報システム部と電子申告推進委員で応援団を結成し、e-Taxのベストを着用、イータ君の着ぐるみまで動員してe-Taxのアピールを図った。

特にイータ君はランナーがみんなハイタッチしていく人気ぶりだ。

ちょうど確定申告期間中ということもあり多少なりともe-Taxの認知度アップができたかな?と思っている。

研修などのお堅い話ばかりではなく、こんな肩肘張らない活動も楽しいものだ。

(浅草支部 電子申告推進委員 高橋邦夫)

情報システム委員会 個別相談会のご案内

とき 5月17日(月) 13:30～14:20

ところ 東京税理士会館 地下102号室
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

※会員、事務所職員、どなたでも結構です。 ※無料

情報システム委員会では以下の日程で、会員・職員向けに1人個別相談を行います。電子申告に関する相談を始め、パソコンを使用した業務全般に関するご相談を承ります。初歩的な質問、些細な疑問でも結構ですので、どうぞお気軽にお越し下さい。(要事前申込)

相談ご希望の方は、事前にメール・お電話でお申し込みください。

TEL 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)

e-mail johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「個別相談希望」として下さい。

(記載事項①支部②氏名③相談内容(簡潔に))